

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	226,900	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成29年度。ただし、事業その他都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は措置期間を含め、30年以内とする。 償還方法は元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
辺地対策事業債	17,400			
合併特例債	207,700			
臨時財政対策債	148,000			
計	600,000			